

令和6年産落花生生産振興方針

1 基本方針

本県の落花生は畑地の輪作作物として作付けされており、生産量は千葉に次ぐ全国第2位である。しかし、全国第1位の千葉県とは生産量に大きな隔たりがあることから、消費者の認知度は低いのが現状である。このため、関係機関と連携のもと消費者へのPR活動等を通じて「筑波落花生」の知名度向上を進め、茨城県産落花生のイメージアップを図る。

さらに、輸入品との競争力を高めるため、より安全・安心で高品質な落花生生産の体制づくりを進めるとともに、全国段階組織や主産県との連携のもと、積極的に国産落花生の消費拡大等を図る。

また、本県産落花生において問題となっている過熟による品質低下への対策を進めるとともに、高齢化等により作付面積が減少傾向にある中、産地を維持するため、機械導入による省力化・効率化を推進していく。

2 具体的な取組

(1) 収量・品質の向上

ア 過熟対策

品質低下の原因となる「過熟」は掘り取りの遅れによって発生する。

対策として、掘り取り適期判定基準の周知徹底、機械化による収穫作業の効率化を図る。

イ 生産技術の改善

連作障害対策として野菜、麦等と組み合わせた輪作、土づくりの実施を通じた収量向上とともに、適正な乾燥・調製等の指導によって品質の向上を図る。

また、病害虫の発生、生育状況及び掘り取り時期の確認を行う作況調査ほを設置し、生産者の技術指導に活用する。

ウ 機械化・省力化の推進

は種から収穫、乾燥調製、加工までの機械化体系の確立を進め、労力の軽減を図る。

また、事業者等に必要な情報提供を行うとともに、国や県の補助事業の活用等により、機械化を支援する。

エ 栽培履歴の記帳推進

消費者及び流通業者の「食の安全」に関するニーズに対応するため、栽培履歴の記帳を推進する。

オ 産地づくりと組織化の推進

地域の実情を活かしながら、産地づくりを推進し、生産・品質の両面での安定化を図るとともに、生産者の組織化による機械の共同利用を推進し、コスト低減及び生産技術等の高位平準化を図る。

カ 生産性の目標

収量 300kg/10a 以上

(2) 県産落花生の販路拡大・消費拡大

ア 契約栽培等による価格の安定対策

落花生は、価格の変動が大きいいため、価格の安定対策として契約栽培等を推進する。

イ 銘柄確立及び販路拡大等による流通の改善

本県産の煎りぎや落花生の銘柄「筑波落花生」等の知名度向上を図るため、消費宣伝、茨城をたべようのマーク・ロゴを使用した販路拡大等を推進する。

ウ 茨城県産落花生の消費拡大

各種イベントを通じてパンフレットや試食用落花生の配布を行う。

また、マスメディア及びインターネット等を活用した消費者への情報提供等を行う。

さらに、県内小学校での落花生の栽培体験を支援することで、「筑波落花生」等のPR及び消費拡大を推進する。

【別表 1】 落花生栽培における生産者への指導事項

| | 取り組み事項 | 目的・具体的内容 |
|-------|--------------------|---|
| 播種前 | 定期的な種子更新と自家採種種子の準備 | 種子更新を定期的に行う。自家採種の場合は粒選を厳密に行い、事前に発芽率を確認しておく。 |
| | 土づくり | 定期的に土壌診断を行い、pH5.5～6.0 を目標に石灰資材等で土壌改良する。 |
| | コガネムシ類幼虫の防除 | 播種前に殺虫剤の土壌混和により防除する。 |
| | 圃場の選定 | 排水のよい畑地および転換畑に作付けする。野菜、麦類等との輪作を行い、連作障害の回避に努める。 |
| 生育期間中 | 適正な播種 | 播種適期は5月中旬～下旬である。播種量はむき身種子重量で 6.1～6.8kg/10a を目安とする。 |
| | マルチの除去 | 作業が遅れると子房柄をいため、作業が困難になることから、7 月上～中旬頃の子房柄の土中侵入直前(開花期後 7～10 日後)にマルチを除去する。また、マルチ除去後には除草を兼ねて畦間の中耕培土を行う。 |
| | 病虫害防除 | 白絹病は予防に努め、発生した場合は株を抜き取って圃場外へ持ち出す。併せて褐斑病の防除も徹底する。 |
| 収穫・調製 | 適期収穫 | ナカテユタカ、千葉半立の収穫適期はそれぞれ開花期後 80 日、90 日が目安である。収穫前には試し掘りを行い、8割程度の子実がうす桃色～桃色および1割程度の子実の表面(しぶ皮)に暗褐色の斑点(シミ)ができていることを確認する。 |
| | 適切な乾燥・脱莢 | 掘り取り後には地干し乾燥を行い、水分が 20%程度になるまで乾燥させる。その後カビの発生に注意しながら野積み乾燥し、子実水分が 9%になったら専用脱穀機で脱莢する。 |